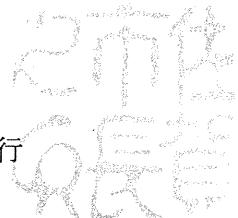


諮詢書

佐市資産第 26号
平成22年4月19日

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上英明様

佐賀市長 秀島敏行



佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づき、下記のとおり貴審査会の意見を求める。

記

1. 質問内容

固定資産税納税義務者情報の外部提供について

2. 個人情報外部提供先

佐賀地方法務局

3. 外部提供を行う保有個人情報の内容

固定資産税納税義務者の住所及び氏名

4. 外部提供の目的

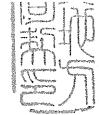
土地の所有者又は相続人に対して、法務省不動産登記法第14条第1項地図作成業務作業関係の通知を行うために利用する。

5. 外部提供による効果

現在、法務局に備え付けられている「公図」は、現地における位置及び形状を地図上に正確に反映することができず、その結果、現地と相違する地図になっています。そこで、佐賀地方法務局により公図や地積測量図等の資料を基に土地一筆ごとに境界を確認し、「不動産登記法」による正確な精度の高い地図を作成する事業が実施されます。その事業に際し、土地所有者又は代理人の立会いが必要であり、通知等を行う必要があります。登記の住所、氏名では通知できない場合もあるため、納税義務者の情報を提供し事業の効率化が期待できます。また、正確な精度の高い地図ができるため、より適正な固定資産税課税ができます。

6. 利用開始日

平成22年5月上旬



様式第5号（第5条関係）

個人情報外部提供申請書

平成22年 4月12日

佐賀市長 秀島敏行様

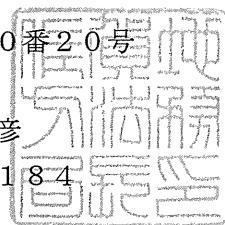
申請者 郵便番号 840-0041

住 所 佐賀市城内二丁目10番20号

氏 名 佐賀地方法務局

局長 石丸邦彦

電話番号 0952-26-2184



保有個人情報の外部提供を受けたいので、市長が取り扱う個人情報の保護に関する規則第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

個人情報取扱事務の名称	法務省不動産登記法第14条第1項地図作成作業
保有個人情報の内容	登記記録（登記簿）上の所有権登記名義人の住所・氏名から探索できなかった地図作成地区の土地の納税義務者の住所・氏名
利用目的	土地所有者又は相続人に対して、当該作業関係の通知を行うことを目的とする。
利用区分	<input checked="" type="checkbox"/> 電子計算機処理に係る保有個人情報 <input type="checkbox"/> 手作業処理に係る保有個人情報
管理方法	秘密保持、目的外の使用禁止、外部への提供禁止等、情報の漏洩事故がないように佐賀地方法務局登記部門で適切な管理を行う。また提供された個人情報データについては、作業完了後速やかに市へ返却する。
利用期間	平成22年 5月上旬～平成23年 3月下旬

平成22年4月12日

法第14条地図作成作業について

佐賀地方法務局登記部門

1 不動産登記法第14条第1項地図（法第14条地図）作成作業の目的
法務局には、「登記記録」（登記簿）を備え付けるほか、土地の位置及び形状を明確にするために、いわゆる公図を備え付けています。

しかし、現在、法務局に備え付けている公図は、明治時代に税金を徴収するために作成された「字図」を利用しているため、現地における土地の位置及び形状が公図と大きく相違する精度の低いものが多く存在するに至っています。

この公図の地域において、家屋の増改築の際に融資を受けようしたり、土地を売買しようしたりする際に、現地と公図の齟齬が著しいと認められるときには、地図訂正等の是正措置が必要な場合があります。

その地図訂正には、長期間を要するとともに地権者は多額の費用を負担しなければならないことになり、円滑な不動産取引の阻害要因となっています。

そこで、法務局では、これらの問題を解消するために、不動産登記法第14条第1項地図（以下「法第14条地図」という。）を作成しているところです。

2 法第14条地図作業における具体的な作業

法第14条地図を作成するためには、次の作業を行います。

- (1) 土地所有者等への説明会の実施
- (2) 一筆地調査
- (3) 一筆地測量
- (4) 地図作成成果の縦覧・確認

このうち、一筆地調査では、地図作成作業地域内にある土地一筆ごとに、土地の所有者又は管理者等に境界立会いを求めた上で、測量を行い、地図を作成していますが、この境界立会いができないと土地の境界が確定できない筆界未定地となり、本作業の十分な成果が得られない状況となります。

3 課税情報を必要とする理由

一筆地立会いの実施に当たって、法務局では、登記記録（登記簿）上で知り得た所有権登記名義人の住所地へ、立会依頼書のほか、地権者説明会及び成果縦覧会の実施のお知らせについても郵送する予定ですが、現在、実施のお知らせを送付したところ、その約2割程度が宛先不明又は転居先不明等の理由で返戻されてきている状況です。また、土地所有権登記名義人が死亡し、相続登記を受けていない場合も同様の状況であり、本作業の実施に支障を来している状況です。

したがいまして、この登記所備付地図作成作業を更に円滑に進めるためには、貴市保有の課税情報の提供が必要不可欠な状況になり、是非とも、本地図作成作業の趣旨を御理解いただき、土地の納税義務者の住所・氏名等個人情報の提供をお願いします。

4 平成22年度の対象地区

佐賀市末広一丁目、同二丁目

お知らせ

土地所有者・居住者の皆様へ

○ 佐賀市末広地区の「地図」を正しく作り替えます。

佐賀地方法務局では、「佐賀市末広一丁目、二丁目地区で新たに正確な地図を作成する事業」を実施します。

つきましては、この事業を進めるために皆様方に趣旨を御理解いただき、御協力くださいますようお願い申し上げます。

○ 正しい地図を必要とする理由

法務局には、「登記記録」(登記簿)を備え付けていますが、この登記記録だけでは皆様の所有する土地が、どのような形状にあるかということが分からないので、それを明確にしておく必要から、地図を備え付けています。

しかし、現在、法務局に備え付けられている皆様の地域の地図は、「公図」と呼ばれるもので、明治時代に税金を徴収するために作成されたものを利用しているため、現地における位置及び形状を地図の上に正確に反映することができず、その結果、現地と相違する地図が存在するに至っております。

このような、正確でない地図のままでありますと、例えば、家の新築又は改築の際あるいは土地を売買するときに支障をきたすとか、融資が受けられないとか、その他いろいろな弊害が生じるおそれがあります。

そこで、佐賀地方法務局では、これらの問題を解消するため、公図や地積測量図などの資料を基に土地一筆ごとに境界を確認し、「不動産登記法」による正確な精度の高い地図を作成する計画を立てました。

平成22年3月

佐賀地方法務局

○ 地図作成作業のあらまし（地図ができるまで）

地図を作成するために、計画機関として佐賀地方法務局が、作業実施機関として作業受託業者がそれぞれ担当し、次のような作業を行います。

- ・土地所有者への説明会（裏面の①をご覧ください。）
- ・基準点設置（裏面の②をご覧ください。）
- ・一筆地調査（裏面の③をご覧ください。）
- ・一筆地測量（裏面の④をご覧ください。）
- ・成果の閲覧・確認（裏面の⑤をご覧ください。）
- ・地図の作成・職権登記

地図は、縮尺500分の1で作成され、地積測量図と併せて佐賀地方法務局登記部門に備え付けられますので、以後、誰でも閲覧することができ、写しの請求をして交付を受けることができます。（有料）また、成果に基づき、登記記録と地目や地積が一致しない土地については、登記官が職権で変更します。

- ・地図の保管（裏面の⑥をご覧ください。）

○ 皆様にお願いすること

- 1 1筆ごとに境界の確認をしますので、所有者の方々に立会いをお願いします。
- 2 境界標識や道、水路上の標識あるいは道と民地との境界にあるプレートなどは、いずれも測量の基本となるものですから保存にご協力をお願いします。
- 3 調査や測量の際には、道路上に測量器具を設置したり、皆様の土地に立入りさせていただきますので、ご了承願います。

○ 作業に関するお問い合わせ先

佐賀市城内二丁目10番20号 佐賀地方法務局 登記部門

電話(0952)26-2766 地図整備室

地図ができるまで(あらまし)

佐賀地方法務局

①

準備作業

平成22年4月～6月

- 地区内の皆さん方に対する趣旨説明などの広報活動を行います。
- 関係官公署との打合せ
- 資料の作成

④

一筆地測量

平成22年7月～11月

- ②で設置された基準多角点に測量器械をすえつけ、一筆地調査で確認した境界までの距離や角度を測定します。

②

基準点設置

平成22年6月～7月

- 測量の基礎(骨格)となる基準点(地球上の位置が正確に測定された点)を設置します。

⑤

成果の閲覧確認

平成23年1月～平成23年2月

- 地図の原図、地積等一覧表を一定期間皆さんに見てもらいます。もし、間違いがあれば、係員に申し出てください。

③

一筆地調査

平成22年7月～10月

- 土地所有者又は代理人の方に立ち会っていただき、おおむね土地の配列に従って、一筆ごとにその境界や地番・地目を調査・確認します。

⑥

成果の備え付け

平成23年3月

- 成果の閲覧確認が終了すると、地図として法務局で保管します。
以後、誰でも閲覧することができ、写しの請求をして交付を受けることができます。
また、成果に基づき、登記記録と地目や地積が一致しない土地については、登記官が職権で変更します。

何かご不明な点がありましたら、担当者へお尋ねください。

佐賀地方法務局 登記部門 地図整備室

佐賀市城内二丁目10番20号 電話(0952)26-2766